

報道各位

三島駅南口西街区の土地売却に関する「住民訴訟」裁判の「判決」について ～ 取材と記者会見出席のお願い ～

三島駅南口の整備を考える市民の会代表 渡辺豊博（携帯 090-2619-4752）

1. 趣旨

平成 29 年 8 月、三島市と三島市土地開発公社が、三島市民の貴重な市有地である三島駅南口西街区の土地 3,141 m²をホテル建設用地として東京急行電鉄(株)に売却しました。しかし、その事務処理の経過や内容には、相場をはるかに下回る安価な土地価格での売却が行われ、数々の疑問点が内在しており、地方自治法第 237 条 2 項の「普通財産を適切な価格なくしてこれを譲渡してはならない」に違反し、安価な譲渡は違法ないし不当と考えられます。

原告の渡辺は、今まで 2 回にわたり、三島市監査委員に対して「三島市市長措置請求」を行い、第 1 回目は 1 月 30 日に棄却、第 2 回目は 7 月 11 日に却下されました。被告となる三島市長豊岡武士氏による違法行為は、本会が独自に不動産鑑定を行った売却価格は 1 m²あたり 244,000 円、公社の売却価格は 1 m²あたり 130,515 円と半分近い安価な価格です。

この売却は不当な土地取引だと考え、市民として素朴な疑問を持ち、真相解明のための「住民訴訟」を平成 30 年 8 月 8 日に静岡地方裁判所に提訴いたしました。現在までに 5 回（平成 30 年 10 月 26 日、11 月 30 日、平成 31 年 2 月 15 日、4 月 19 日、令和元年 7 月 5 日）の公判を重ね、準備書面 I と 2 と証拠書類も追加提出させていただき公判を進めてきました。

地域協働の街づくりに大切な前提条件は、市長と市民との透明性・信頼性の確保です。三島の正義を取り戻すための「判決」が、令和元年 10 月 11 日（金）午後 1 時 10 分から静岡地方裁判所で明らかになります。当日の裁判その後の記者会見の取材をお願いいたします。

記

判決の日時	令和元年 10 月 11 日（金）午後 1 時 10 分から
判決の場所	静岡地方裁判所（静岡市葵区追手町 10-80）
提訴の当事者	原告 三島市在住 三島駅南口の整備を考える市民の会代表 渡辺豊博 被告 三島市長 豊岡武士
裁判の趣旨	三島駅南口西街区「財産の管理を怠る事実の違法確認請求事件」訴訟
違法性の内容	1 三島市及び三島市土地開発公社からの売却が違法であること ① 通達違反 ② 官製談合と思われる重大な違法 ③ 東急電鉄の利益を重視して三島市に損害を与えた違法 ④ 著しく不適切な鑑定評価による廉価での売却 2 三島市や三島市土地開発公社からの土地売却が無効であること ① 三島市土地開発公社による目的外行為 ② 違法行為が著しく重いこと 3 買取請求権の法的性質 4 金銭を目的とする債権としての買取請求権 5 三島市議会の承認がないこと等

「記者会見」の日時場所 令和元年年 10 月 11 日（金）午後 3 時頃から
静岡県庁東館・10 階・社会部記者室